

令和9年度入学準備金申請のお知らせ

台東区教育委員会

1. 概要

令和9年に台東区立小学校へ入学予定のお子さまがいるご家庭のうち、経済的に困りの保護者の方を対象に、就学援助の支給費目である「新入学学用品費」「通学服及び運動服費」を、入学準備金として入学前に事前支給します。
小学校の入学前に支給を希望される場合は、下記の内容をご確認のうえ、申請書を台東区教育委員会 学務課 学事係までご提出ください。

2. 支給対象となる方

以下、(1)～(4)の全てに該当する方が支給対象となります。

- (1) 令和7年中の同一生計を営む世帯全員の合計所得金額が、教育委員会で定める認定基準額未満である
- (2) 令和9年4月にお子さまが台東区立または国公立小学校、義務教育学校に進学予定である
- (3) 申請時に台東区に住んでいて、新入学までに他区市町村へ転出予定がない
- (4) 生活保護受給中ではない

※離職・休業等により家計が急変し、収入が大きく減少した世帯で、令和8年中の世帯全員の合計所得金額が、認定基準額未満となる見込みの方についても、(2)～(4)すべてに該当する場合は対象となります。

(例) 下記の認定基準額は目安であり、家族構成や年齢などにより異なります。

世帯人員	世帯・年齢構成の例	認定基準額の目安
2人	父または母35才、子6才(新小1)	約287万円
3人	父35才、母31才、子6才(新小1)	約358万円
4人	父40才、母35才、子11才(小5)・子6才(新小1)	約416万円
5人	父45才、母40才、子14才(中2)・子11才(小5)・子6才(新小1)	約481万円

「合計所得金額」とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、または確定申告書の所得金額等の合計欄に記載される金額です。

3. 申請手続き方法

◆提出方法 右記の二次元コードを読み取り、電子申請をお願いいたします。

※電子申請が難しい場合、学務課学事係(台東区役所6階1番窓口)に郵送またはご持参ください。



<二次元コード>

◆書類取得 台東区公式ホームページから申請書類をダウンロードすることができます。

ホームページURL: <https://www.city.taito.lg.jp/>

サイト内検索で「入学準備金」と検索してください。

◆受付期間 令和8年10月1日(木)8時30分～令和9年1月29日(金)17時15分まで

※家計急変により令和8年中に収入が大きく減少した方は、令和8年中の世帯所得等が確定後、収入等証明書類を揃え、令和9年1月以降にご申請ください。

◆提出書類 電子申請の場合は、必要書類の画像を添付してください。

(書類による申請の場合は、(★)の書類のコピーを添付してください。)

(1)入学準備金受給申請書(電子申請の場合、提出不要)

(2)申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)(★)

(3)通帳(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるページ)(★)

(4)令和8年度住民税 課税・非課税証明書(令和8年1月2日以降に区外から転入した方のみ)

{ (5) 日本国外の収入内訳書(令和7年中に日本国外に在住期間がある方のみ)

(6)令和9年度 入学準備金申請にかかる申立書

(7)令和8年中(1月～12月)までに家計が急変したことを証明する次の書類

(5)は令和7年中に日本国外に在住していた方のみ提出が必要です。

(6)(7)は家計急変により令和8年の収入が減少した方のみ提出が必要です。

給与収入がある場合	源泉徴収票等の収入額が確認できる書類(★)
自営業等の事業収入がある場合	事業所得等申告書(台東区HP等より書式を取得できます。)
上記以外の収入がある場合	収入額が確認できる書類(★)
失業又は休職した場合	退職証明書、休職証明書等の状況が確認できる書類(★)

4. 支給について

- ◆支給額(予定)・・・79,800円
- ◆支給時期・・・令和9年3月中旬頃
- ◆支給方法・・・口座振込(現金での支給はできません。)
- ◆申請結果の通知・・・令和9年2月下旬頃にご自宅へ郵送いたします。

5. 就学援助について

・今回の「入学準備金」とは別に、入学後には、通学用品費等の支払いにお困りのご家庭に対して、その費用の一部を援助する「就学援助」という制度があります。入学準備金の支給を今年度に受けた方が、就学援助の受給を希望される場合は、入学後に学校から配布される「令和9年度就学援助費受給申請書」を別途、学校へ提出していただく必要があります。

・国立及び台東区立以外の公立小学校へ入学される方には、4月以降、区HP等を通じて別途お知らせします。

・入学準備金の支給を受けた方は、令和9年度就学援助として支給される「新入学学用品費」「通学服及び運動服費」の支給対象とはなりません。

・今年度に入学準備金の支給を受けない場合でも、入学後に令和9年度就学援助を申請し、4月から認定となった場合は、「新入学学用品費」「通学服及び運動服費」として入学準備金と同額の支給を受けることができます。

※審査に用いる所得の時点が異なるため、入学準備金の支給対象と認定された場合でも、令和9年度就学援助の申請結果が否認定となる場合があります。

6. 注意事項

- ・新入学されるお子さまが2人以上いる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があります。
- ・支給対象は台東区立または国公立小学校、義務教育学校に入学予定の方のみとなります。私立小学校に入学予定の方は申請をご遠慮ください。
- ・申請時に台東区に住民登録があった方でも、入学準備金支給前に区外転出された場合は、申請却下となります。転出予定がある方は申請をご遠慮ください。
- ・入学準備金支給後に他の区市町村へ転出された場合は、転出先の教育委員会へ入学準備金の支給を行った旨を情報提供いたします。
- ・収入の有無に関わらず前年の税申告が済んでいない方、令和8年1月2日以降に台東区に転入した方で、課税・非課税証明書の提出がない方については、所得の確認ができないため審査を行うことができません。受付期間終了までに所得の確認ができない場合は申請却下となります。
- ・世帯員の氏名欄には、**住民登録上の世帯員全員**を記入してください。世帯構成は住民登録によりますが、住民登録上同一世帯に別生計の方がいる場合は、「備考欄」に氏名と生計が別であることがわかるように具体的な理由を記入してください。住民登録上別世帯に同一生計の方がいる場合(保護者が単身赴任、もしくは親族を遠隔地扶養しているときなど)は、世帯員の氏名欄に記入し、別途住所をご記入ください。

7. 問い合わせ先(申請書郵送提出先)

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所6F①番窓口
台東区教育委員会 学務課学事係 (5246)1411・1412(直通)